大泉町風しん予防接種費用助成事業について

大泉町風しん予防接種費用助成金の交付目的、内容、交付手続等は、次のとおりです。

１　交付目的

風しんワクチン及び麻しん風しん混合ワクチン（以下「ワクチン」といいます。）の接種に要した費用の全部又は一部を助成することにより、ワクチンの接種を受けやすい環境を整備し、もって風しんのまん延及び先天性風しん症候群の発生の防止を図ることを目的とします。

２　内容

助成対象者	次のいずれにも該当する者とします。 １　ワクチン接種を受けた際、本町に居住し、かつ住民基本台帳法の規定に基づき本町の住民基本台帳に記録されている者 ２　ワクチンの接種を２回受けていない者であって、風しんに罹患したことがないもの ３　次のいずれかに該当する者 (1) 妊娠を予定し、若しくは希望している女性又はその夫（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。） (2) 妊娠している女性の夫（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。）
助成対象経費	ワクチンの接種に係る費用について助成します。
交付金額	１　ワクチンの接種の区分に応じ、それぞれ次に定める額の助成を行います。ただし、接種費用が次の額に満たない場合における助成金の額は、当該接種費用に相当する額とします。 (1) 麻しん風しん混合ワクチンの接種　５，０００円 (2) 風しんのワクチンの接種　３，０００円 ２　上記１にかかわらず、次に掲げる者に対する助成金の額は、接種費用に相当する額とします。 (1) 生活保護法第６条第１項に規定する被保護者の世帯に属する者。 (2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第１４条第１項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永

	住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成１９年法律第１２７号）附則第４条第１項に規定する支援給付、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成２５年法律第１０６号。以下「平成２５年改正法」といいます。）附則第２条第１項又は第２項の規定によりなお従前の例によることとされた平成２５年改正法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第１４条第１項に規定する支援給付及び平成２５年改正法附則第２条第３項の規定による支援給付を含みます。）を受けている世帯に属する者。 (3) 災害その他特別の事情により、接種費用を負担することが著しく困難であると認められる者。 ※　助成金の交付は、１助成対象者について１回限りです。

3　交付手続

交付申請の方法、時期等	助成金の交付を受けようとする者は、大泉町風しん予防接種費用助成金交付申請書（様式）に次の書類を添えて申請してください。 １　接種費用の領収書その他の医療機関が発行する申請者がワクチンを受けた事実を証する書類
助成金の交付時期等	提出された申請書類の審査を行い、助成の認定の可否を決定します。
助成金の返還等	町長は、偽りその他の不正な手段により助成金の交付決定を受けた者があるときは、助成金の交付決定を取り消します。 また、既に助成金を交付しているときは、その全部若しくは一部の返還を求めることができます。

4　各種様式

申請書等の様式	１　大泉町風しん予防接種費用助成金交付申請書（様式）

5　事業期間

期　　間	令和４年４月１日から

6　担当部署

大泉町健康づくり課　　電話　０２７６（６３）３１１１